

税務調査手続

令和6年7月

皆さんが最低限理解しておくべきこと

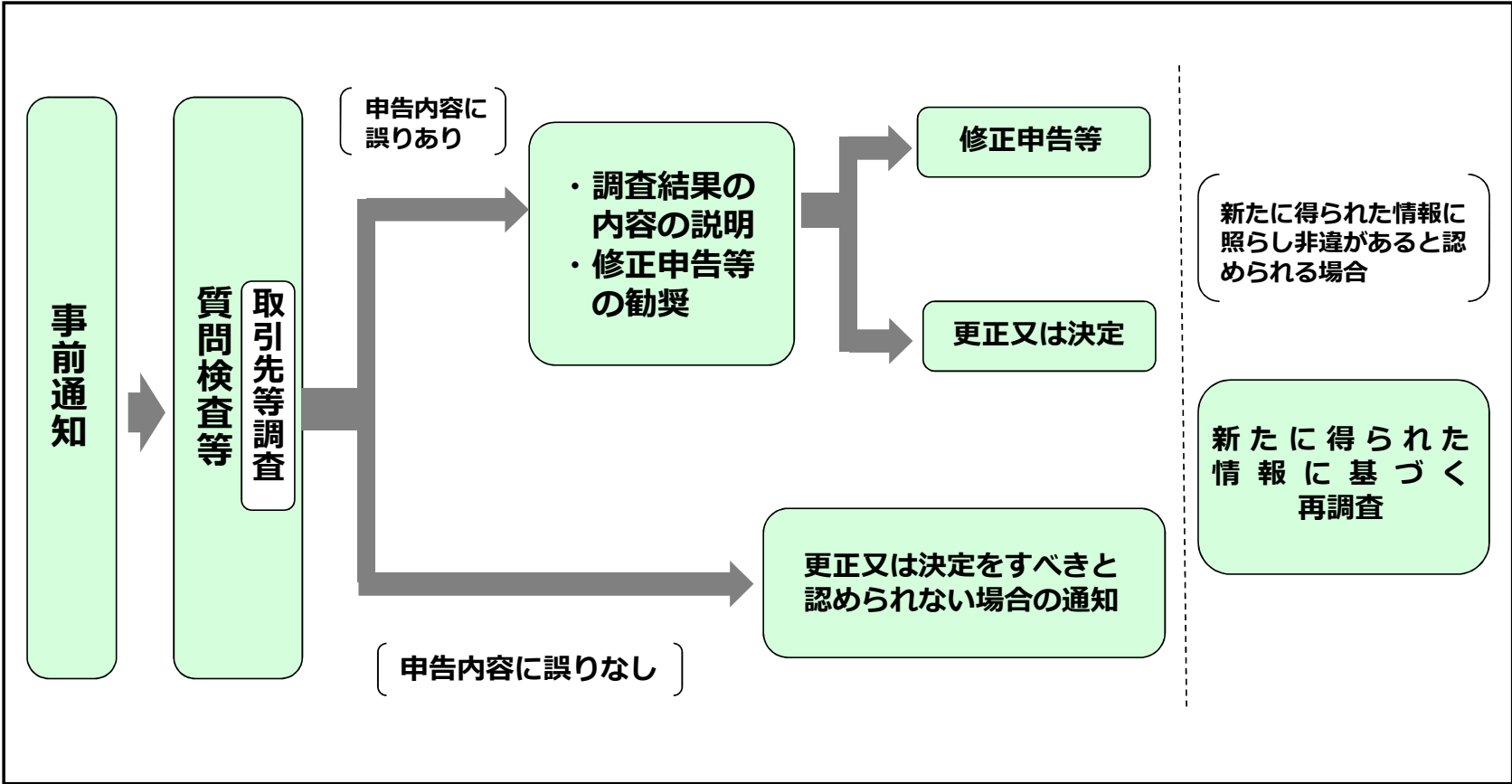
- 税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において、社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うもの。 ※調査手続通達序文等でも明示
- 税務調査の実施に際しては、一連の手続を確実に履行しなければならない。手続が適切に履行できる/されるように、各種チェックシートが作成されている。

(注) 「調査手続の単なる瑕疵は更正処分に影響を及ぼさないものと解すべきであり、調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯び、何らの調査なしに更正処分をしたに等しいものとの評価を受ける場合に限り、その処分に取消原因があるものと解するのが相当である。」(東京高判平3.6.6ほか)

ただし、**無用のトラブルを防ぐ観点から、確実に調査手続は履行すること**。また、足元では、納税者に対して税務調査を終了したことが国税通則法の規定に照らして課税処分の取消原因となるか否かが争われた事例において、平23.12改正により調査手続が法定された趣旨からすると、税務当局が調査結果について納税者に対する説明責任を果たさず、その結果、自らの納税義務の内容の確定を行う意思のある納税義務者の修正申告等の機会が実質的に失われたと評価される事案については、税務当局による説明義務が定められた趣旨に反するものとして、当該手続を経てされた課税処分を違法な処分として取り消すべき場合があると解される、とした裁判例(東京高判令4.8.25)もあるため要注意。

- 税務調査手続は基本的に、相手方の支配する領域に赴く「**実地の調査**」のみを対象としているが、非違が見つかった場合の調査結果説明^(法74の11②)については全ての「**調査**」を対象としている

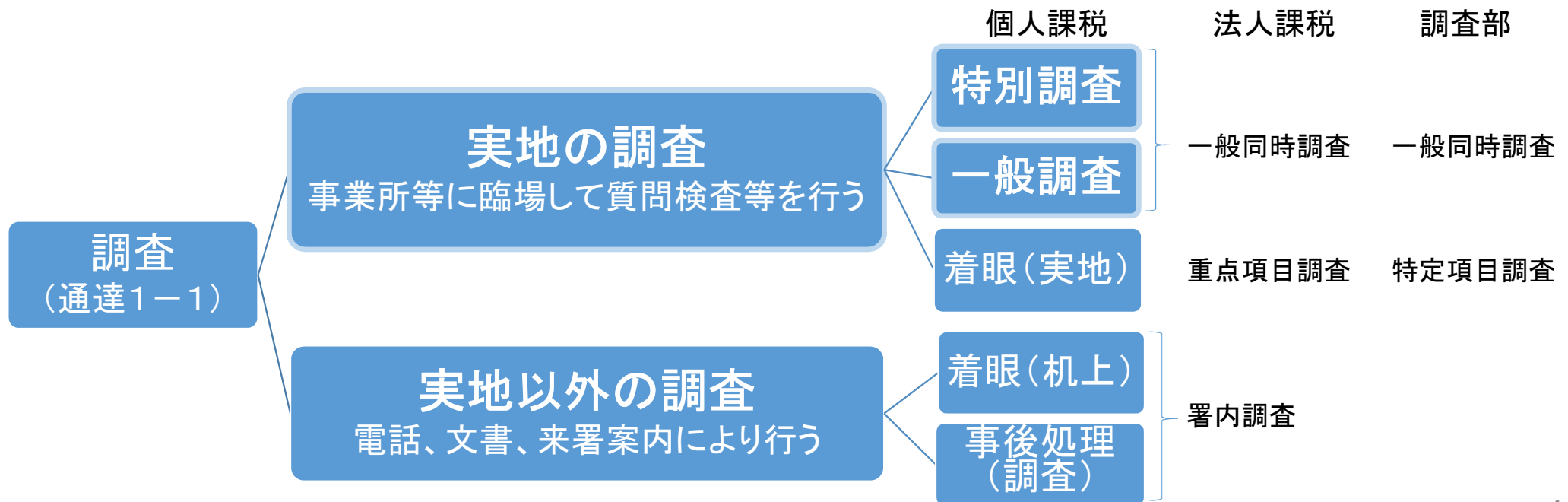
税務調査手続の流れ



1 調査

調査とは

国税に関する法律に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令解釈の適用など）



(参考) 行政指導

行政指導とは

特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らない行為

「行政指導」の主な例示（通達1-2）

- ・提出された納税申告書に法令により添付すべきものとされている書類が添付されていない場合に、自発的な提出を要請する行為
- ・当該職員が保有している情報等により提出された納税申告書に計算誤り等があると思料される場合に、自発的な見直し・修正申告書等の自発的な提出を要請する行為
- ・納税申告書の提出がないため、提出義務の有無の確認をするために必要な基礎的情報の自発的な提供、納税申告書の自発的な提出を要請する行為
- ・当該職員が保有している情報等により、源泉徴収税額の過不足があると思料される場合に、源泉徴収税額の自主納付を要請する行為
- ・源泉徴収義務の有無を確認する必要がある場合に、当該義務の有無を確認するために必要な基礎的情報の自発的な提供・自主納付を要請する行為

2 調査の流れ(手続関係)

事前準備

- 再調査該当有無の確認
- 事前通知の要否の検討

調査実施

- 調査対象者等への事前通知
- 納税義務者に対する質問検査権の行使(帳簿書類の提示・提出)
- 物件の留置、反面調査の実施
- 申告内容の適否の検討(課税要件・課税要件事実の確認、証拠の収集)

調査終了

- 調査結果の説明
- 修正(期限後)申告書提出の勧奨、更正・決定(理由附記)
- (更正決定等をすべきと認められない旨の通知書の送付)

(参考)調査手続の記録

調査手続チェックシート(本表、事前通知用、反面調査用)

○調査手続チェックシート等は、加算税の賦課要件である調査通知を含む調査手続の履行もれや履行誤りを防止し、加算税の適正な執行及び法律等に基づく適正な調査手続を行うために作成する。

○チェックシートは、各段階において統括官等の確認を受ける。

調査経過記録書

○調査経過記録書は、手続の履行状況、納税義務者等とのやりとり、調査で把握した問題点、復命に際して統括官等から指示を受けた事項を記載する。

このほかにも、必要に応じ各種検討表等を作成する。

調査手続チェックシート（本表）

調査の相手方の法人名	()	所在地	()
代表者氏名	()	関係場所	()
業種	()	業種区分	青 白 ()
		関係税理士 ()	()

1 調査開始前の手続

区分	日付	手続の履行状況	確認者
再調査の確認	結果	再調査に該当する 再調査に該当しない	確認
再調査に該当する場合	様式	再調査の適否検討表	結果
事前通知を要しない調査に該当する場合	様式	事前通知を要しない調査の適否検討表	結果
通知事項等の整理	様式	調査手続チェックシート(事前通知用)	結果
日報調整等	有無	有 無	確認
調査通知事項の通知	通知した相手	調査手続チェックシート(事前通知用)に記載する次の事項	確認
事前通知に関する「同意」の要件を満たしていない場合	結果	「同意」の要件を満たしていない理由と調査の相手方にも事前通知を行う旨の通知	確認
調査の相手方に対する事前通知	通知した内容	調査手続チェックシート(事前通知用)のとおり	確認
税務代理人を通じて詳細を通知することの申出	通知した内容	調査手続チェックシート(事前通知用)に記載する次の事項	確認
通知事項の詳細の説明を臨場時としてほしい旨の申出	最低限の通知事項の通知	「最低限の通知事項」の通知	確認
税務代理人に対する事前通知	通知した内容	調査手続チェックシート(事前通知用)のとおり	確認
提出の申出に基づく「同意のある税務代理権限証書」の提出	提出日	結果	確認
調査開始日時・場所の変更	申出理由	合理性の有無	確認
	変更後の調査開始日時	変更後の調査開始場所	確認

2 提出物件の留置き

区分	日付	手続の履行状況	確認者
提出物件の留置き	借用	申出内容 保管場所等	交付送達に係る署名・印
	返還	一部返還	預り証の返戻
	借用	申出内容 保管場所等	交付送達に係る署名・印
	返還	一部返還	預り証の返戻
	借用	申出内容 保管場所等	交付送達に係る署名・印
	返還	一部返還	預り証の返戻

調査手続チェックシート（事前通知用）

() 代表 税務代理人

事前確認 ()
確認

判定	「適」	「否」	忘記判定の結果「否」の場合の通知の順序	「税務代理人から先に連絡 直近年分等の税務代理権限証書が提出されており、かつ、いずれかの調査年分等・税目について「同意のある税務代理権限証書」が提出されている場合
調査の相手方に対する事前通知の省略の適否等（事前通知前の判定）				

通知事項	内容	調査の相手方	調査の相手方	税務代理人
法令で定められている手続として事前通知を行う旨				
実地の調査を実施する旨				
調査の相手方	法人名	0		
	所在地	0		
	所属官署			
調査担当者	氏名			
	(臨場予定人数：計 0 名)			
調査開始日時				
調査開始場所				
調査の目的・調査対象税目・調査対象期間	1 (税目)	(期間)	(目的)	
	2 (税目)	(期間)	(目的)	
	3 (税目)	(期間)	(目的)	
	4 (税目)	(期間)	(目的)	
調査の対象となる帳簿書類その他の物件	(帳簿書類その他の物件の種別又は種類) ○ 総勘定元帳、領収書など、法人税法・消費税法の規定により保存することとされている帳簿書類 ○ これらの帳簿書類の作成等の基となった書類等（原始記録） ○ 事業に関する資産及び当該資産の取引に関する原始記録 ○ 法人税・消費税及び地方消費税の申告書の記載内容の適否などを確認するために必要なその他の物件 ○ 電子計算機を利用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の適用を受けている帳簿書類にあっては、その電子的記録			
調査開始日時又は調査開始場所について変更したい場合には、理由を付して連絡がほしい旨				
上記の通知事項以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合は、質問検査等の対象となる旨				
税務代理人のみに事前通知を行う場合	税務代理人から調査の相手方に対して上記の通知事項を伝えるよう依頼			
代表する税務代理人のみに事前通知を行う場合	代表する税務代理人から他の税務代理人に対して上記の通知事項を伝えるよう依頼			

3 準備調査

再調査の制限(法74の11⑤)

○前回調査と同一の税目及び課税期間については、原則、再び質問検査等を行う(再調査)ことはできない。

○前回調査と同一の税目及び課税期間について、再び質問検査等を行う(再調査)ことができるのは、新たに得られた情報に照らし非違があると認めるときである。

○準備調査においては、調査対象の期間・税目について過去に実地の調査を行っていないか、行っていた場合には、調査終了後新たに得られた情報に照らし非違が認められるかを確認する。(再調査の適否検討表を作成する。)

新たに得られた情報の主な例示

(前回調査が終了した後得られた次のような情報)

- 納税義務者の申告に関する情報
 - ・ 申告の有無及び申告がある場合の申告の内容(例: 申告書、添付書類、勘定科目の個別検討結果等)
- 資料情報
 - ・ 各種法定調書
 - ・ 協力依頼に基づき任意に提出された資料情報(例: お尋ね等)
 - ・ 部外情報(例: 投書、インターネットの掲示板への書込み、メールや電話による情報提供等)
 - ・ マスコミ情報(例: 新聞、テレビ、雑誌、広報誌、フリーペーパー、インターネットのホームページ等)
 - ・ 地方公共団体等から協力要請に基づき提供された資料情報(例: 課税通報、住民票の写し、戸籍謄本・抄本、登記事項証明書等)
- その他の情報
 - ・ 内観・外観調査により把握した情報
 - ・ 他の調査により把握した情報
 - ・ 租税条約に基づく情報交換により得られた情報 等

上記の情報のほか、客観的な評価により非違の存在を合理性をもって判断するための情報として業種・業態情報がある。

- ・ 各業種、業態特有の不正手口の傾向、取引慣行等
- ・ 景況分析結果(業種別・地域別)
- ・ 各種統計資料

4 調査の実施

事前通知(法74の9)

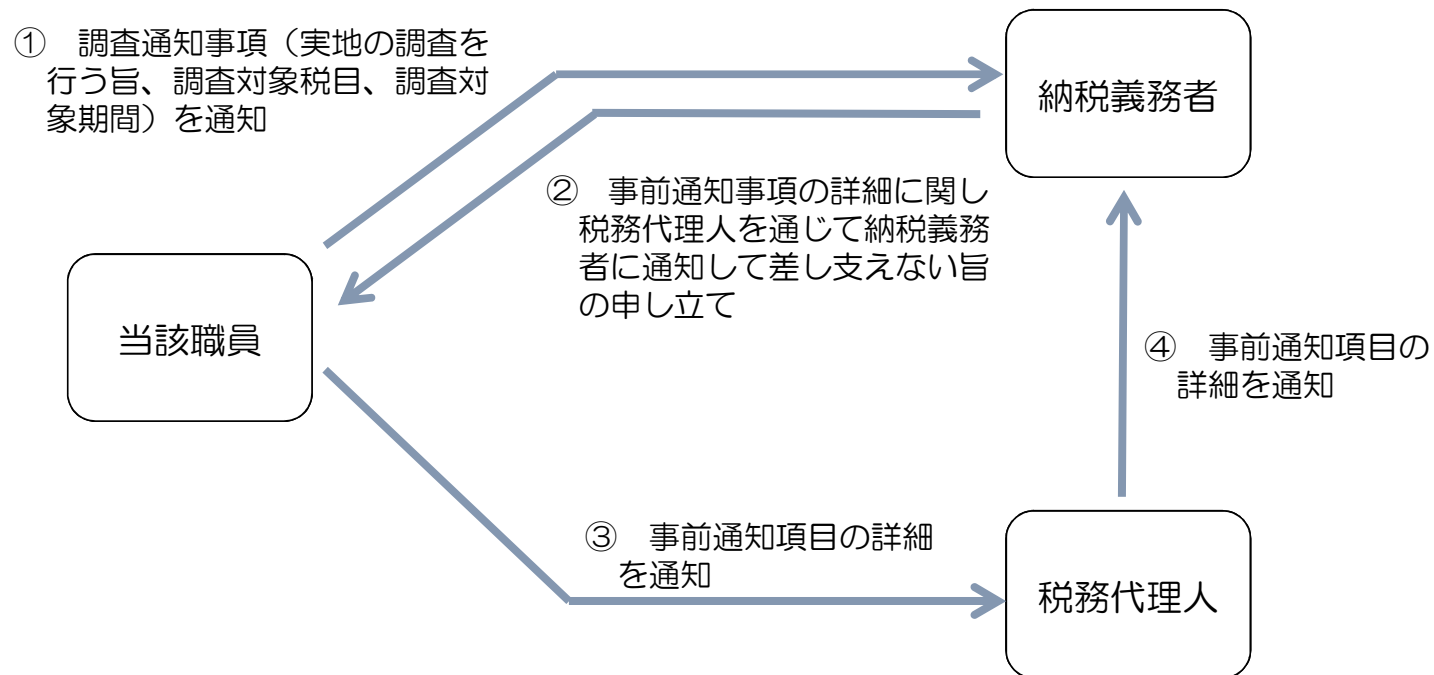
○ (実地調査を行う場合において) 納税義務者及び税務代理権限証書が提出された税務代理人双方に対し調査の開始日時、開始場所、対象税目、対象期間等を事前に通知 (法74の9)

事前通知事項(法74の9、令30の4)

◎実地調査を行う旨	・調査開始日時	・調査開始場所
・調査の目的	◎調査対象税目	◎調査対象期間
・調査の対象となる帳簿書類その他の物件	・調査の相手方である納税義務者の氏名等	・調査を行う当該職員の氏名、所属官署
・日時等の変更に関する事項	・事前通知以外の事項について非違が疑われることとなった場合には当該事項に対し調査を行うことができる旨	

※◎の3項目を調査通知項目という (法65⑤、令27③)

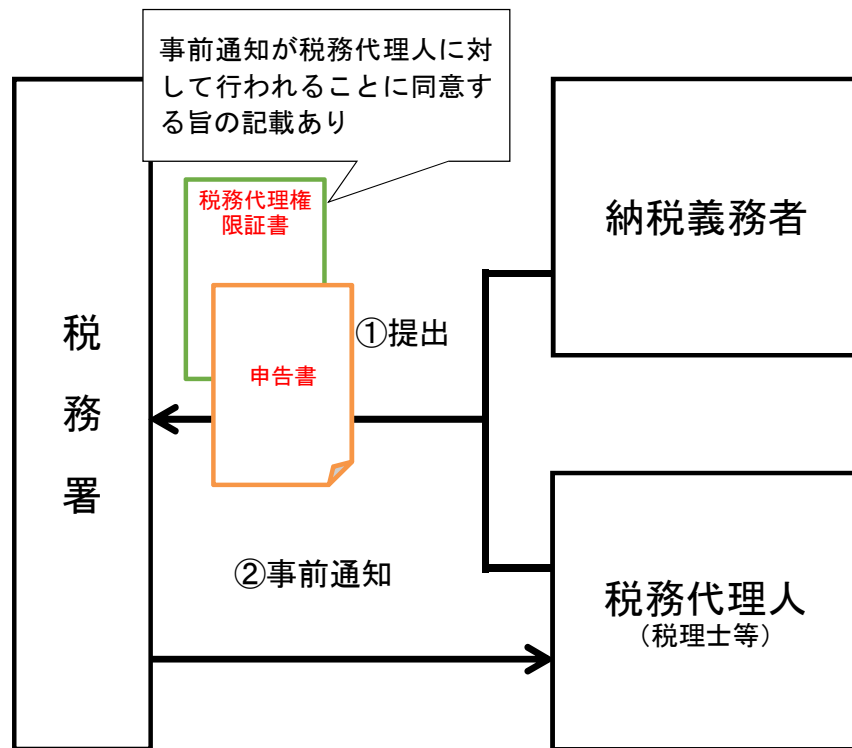
税務代理人を通じた事前通知 (事前通知に関する同意の記載がない場合) (通達8-1)



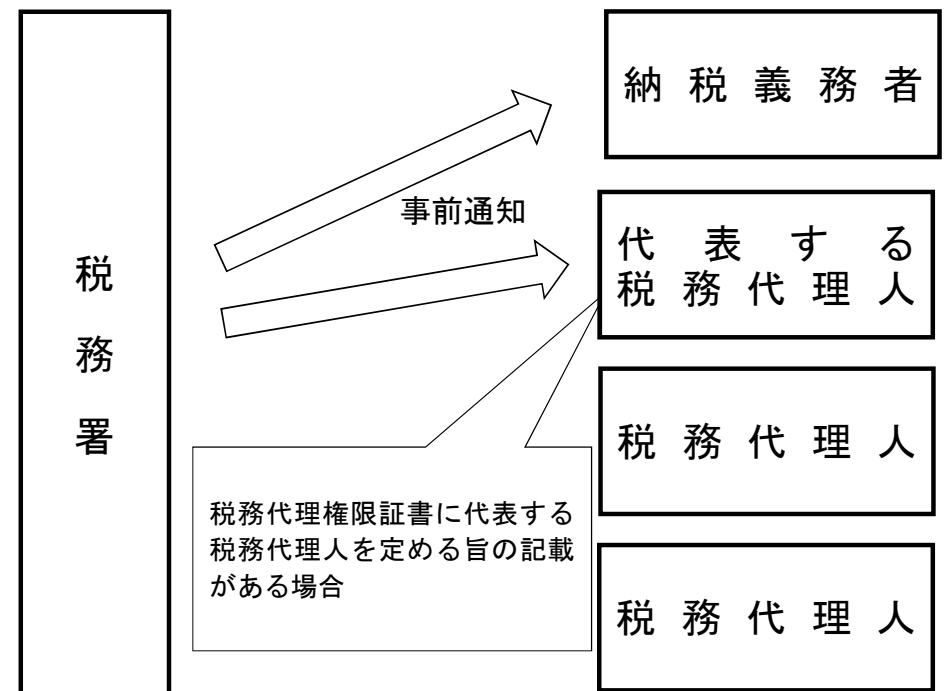
【ポイント】

- 税務代理人を通じて事前通知事項の詳細を通知する場合であっても国税当局から納税義務者に調査通知事項 (実地の調査を行う旨、税目、期間) を必ず通知
- 税務代理人を通じた通知でよいかは、納税義務者本人に確認

事前通知が税務代理人に対して行われること
について同意する旨の記載(法74の9⑤)



複数税務代理人に対する事前通知
(法74の9⑥)



調査通知と加算税賦課

実地の調査に際し納税義務者に対して、調査に関する一定の事項（実地調査の実施の旨、税目、期間）の通知があった場合に、その調査通知以後の修正申告書又は期限後申告書の提出に対して、加算税が課される。

修正申告等の時期	過少申告加算税		無申告加算税	
	改正前	28改正後	改正前	28改正後
法定申告期限等の翌日から調査通知前まで	対象外	同左	5%	同左
調査通知以後から調査による更正等予知前まで	対象外	5%	5%	10%
調査による更正等予知以後	10%	同左	15%	同左

加算税制度の概要①（基本情報）

加算税の種類		過少申告加算税(通法65)		無申告加算税(通法66)			不納付加算税(通法67)	
課税要件		期限内申告について、修正申告・更正があった場合		① 期限後申告・決定があった場合 ② 期限後申告・決定後に、修正申告・更正があった場合			源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	
		【不適用】 ・ 正当な理由がある場合(通法65⑤一)		【不適用】 ・ 正当な理由がある場合(通法66①但書、⑦) ・ 法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告(通法66⑨)			【不適用】 ・ 正当な理由がある場合(通法67①但書) ・ 法定納期限から1月以内にされた一定の期限後納付(通法67③)	
税率	税額区分	50万円以下 (期限内申告税額が50万円よりも高ければ、期限内申告税額以下)	50万円超 (期限内申告税額が50万円よりも高ければ、期限内申告税額超)	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超	(区分なし)	
	原則税率	10% (通法65①)	15% (通法65②)	15% (通法66①)	20% (通法66②)	30% (通法66③)	10% (通法67①)	
	更正等 予知前	調査 通知後	5% (通法65①)	10% (通法65②)	10% (通法66①)	15% (通法66②)	25% (通法66③)	5% (通法67②)
		調査 通知前	不適用 (通法65⑥)		5% (通法66⑧)			
重加算税 ※仮装隠蔽に基づく部分 (更正等予知前にされた申告に係るものを除く。)の税率		35% (通法68①)		40% (通法68②)			35% (通法68③)	

加算税制度の概要②（加重措置・軽減措置）

【加重措置】

	短期累犯加重 (通法66⑥一、68④一)	連年無申告加重 (通法66⑥二、68④二)	不記帳加重 (通法65④、68⑤)	国外財産調書・財産債務調書 に係る加重 (国外送金等調書法6③、6の3②)	スキャナ保存・電子 取引に係る加重 (電帳法8⑤、消法59の2①)
加重 対象	無申告 重加	無申告 重加(無申告のみ)	過少・無申告 ※所得税・法人税・消費税のみ	過少・無申告 ※国外財産調書:所得税・相続税のみ ※財産債務調書:所得税のみ	重加
加重 割合	+10%	+10%	+10%(下記①②の場合) +5%(下記③の場合)	+5%	+10%
適用 要件	過去5年以内に無 申告加算税又は重 加算税を課されたこ とがある場合	前年分及び前々年分の国税 について、無申告加算税又は 無申告重加算税を、 ① 課されたことがある場合 ② 賦課決定すべきと認める 場合	調査官から売上に関する帳簿の 提出等を求められた場合において、 ① 不提出等であった場合 ② 収入金額の1/2以上が帳簿に 記載されていなかった場合 ③ 収入金額の1/2未満~1/3以 上が帳簿に記載されていな かった場合	① 国外財産調書/財産債務調書の提 出がない場合 ② 提出された国外財産調書/財産債 務調書に申告漏れに係る国外財産 /財産債務の記載がない場合	スキャナ保存又は電子 取引データ保存をしてい る電子データ(電子インボ イス)に関して仮装隠蔽 があった場合
備考	<ul style="list-style-type: none"> 「更正等予知前」を 除く(更正等予知前 なら調査通知後も 適用なし)。 連年無申告加重と の重複適用なし 	<ul style="list-style-type: none"> 「更正等予知前かつ調査通知 前」を除く(更正等予知後又は 調査通知後なら適用あり)。 短期累犯加重との重複適用 なし 	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿に記載すべき事項に係る税 額の申告漏れが加重対象(売上 の申告漏れに限定されない)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国外財産/財産債務に係る税額の申告 漏れが加重対象。 国外財産調書については、調査官の求 めに応じて国外財産関連資料を提示等 しなかった場合には、更に5%加重す る(国外送金等調書法6⑦二)。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の仮装隠蔽部分に 係る税額の申告漏れが 加重対象。

【軽減措置】

	国外財産調書・財産債務調書に係る軽減 (国外送金等調書法6①、6の3①)	優良な電子帳簿に係る軽減 (電帳法8④)
軽減 対象	過少・無申告 ※所得税・相続税のみ	過少 ※所得税・法人税・消費税のみ
軽減 割合	-5%	-5%
適用 要件	提出された国外財産調書/財産債務調書に申告漏れに係る国外財産/財産 債務の記載がある場合	電帳法上の一定の要件を満たす電子帳簿(優良な電子帳簿)に係る申告漏 れであり、軽減措置の適用を受ける旨を予め届け出ている場合
備考	<ul style="list-style-type: none"> 国外財産/財産債務に係る税額の申告漏れが軽減対象。 国外財産調書については、調査官の求めに応じて国外財産関連資料を提示等 しなかった場合には、不適用(国外送金等調書法6⑦一)。 	<ul style="list-style-type: none"> 優良な電子帳簿に記載された事項に係る税額の申告漏れが対象 仮装隠蔽がある場合には、不適用。

調査開始日時等の変更の申し出があった場合

- 日時等変更の申し出は納税義務者・税務代理人がすることができる。
(通達8-2)
- 合理的理由を付して調査開始日時の変更の申し出があった場合、調査開始日時を再調整する。
- 合理的な理由が認められない場合、事前通知した日時等に調査を実施。
- 合理的な理由は、納税義務者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性を比較衡量の上判断する。(通達5-6)
- 変更した場合には、変更内容を納税義務者と税務代理人に通知。
(通達5-6)

事前通知を要しない調査(法74の10)

納税義務者の申告若しくは過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他国税庁等若しくは税関が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、通知を要しない(法74の10)

○事前通知を実施しない調査を行う場合には、事前通知を要しない調査の適否検討表を作成の上、署長までの決裁を取ってから行う。

○事前通知を要しない調査を行う場合にも、納税義務者の事業所等に臨場後速やかに、納税義務者に対し、調査を行う旨・調査対象税目・期間等を説明し、理解と協力を得て調査を開始する

事前通知を要しない調査

○事前通知を要しない場合の例示（通達5-9）

- (1)事前通知をすることにより、納税義務者において、法第128条第2号又は同条第3号に掲げる行為（検査忌避等）を行うことを助長することが合理的に推認される場合。
- (2)事前通知をすることにより、納税義務者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。
- (3)事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。
- (4)事前通知をすることにより、納税義務者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。
- (5)事前通知をすることにより、納税義務者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に対し、上記(1)から(4)までに掲げる行為を行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する（強要し、買収し又は共謀することを含む。）ことが合理的に推認される場合。

事前通知を要しない調査

○事前通知を要しない場合の例示（通達5-10）

- (1)事前通知をすることにより、税務代理人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合。
- (2)事前通知を行うため相応の努力をして電話等による連絡を行おうとしたものの、応答を拒否され、又は応答がなかった場合。
- (3)事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合。

事前通知事項以外の事項に係る質問検査等（法74の9④）

- 事前通知事項以外の事項も、非違が疑われる場合には質問検査等を実施する。
- 事前通知事項以外の事項を調査する際には、必要に応じ統括官等の判断を仰ぐ。
- 納税義務者に対し、追加する税目や期間等を説明する。

質問検査権の行使(帳簿書類の提示・提出)(法74の2)

○調査について必要があるときは、納税義務者等に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

参考：最高裁昭和48年7月10日決定(抜粋)

質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられている。

○税務調査については、公益的必要性と納税者の私的利益との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることを十分認識し、その適正な遂行に努める。

反面調査の実施

○反面調査とは、納税義務者の申告内容の確認等のため、納税義務者の取引先に対し質問検査権を行使して行うもので、納税者本人が調査に協力的でない場合や、納税者本人に対する調査だけでは正確を期し難い場合など、客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限り行う。

○調査の過程において反面調査の必要性が生じた場合には、
（金融機関等に対する反面調査を除き）反面調査の必要性及び事前連絡の適否について、「調査手続チェックシート（反面調査用）」を用いて検討し、統括官等に確認した上で実施する

物件の留置き(法74の7)

○国税庁等の当該職員は、調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。(法74の7)

○やむを得ず留め置く必要がある場合や、質問検査等の相手方の負担軽減等の観点から帳簿書類等を預かって調査を行うことが合理的と認められる場合等に、必要最小限に止め、納税義務者等の理解と協力の下、承諾を得て実施

○留置きを行う際は「預り証」を作成し、納税義務者等に交付する

○留め置く必要がなくなったときは遅滞なく返還しなければならない

争点整理表

調査において、「当局と納税義務者との間で見解の相違等が存する事項や各処分等に係る主たる非違事項（＝争点等）を整理する」ための書類

争点整理表の作成

署（局）調査担当部門においては、「争点整理表作成事案の基準」に該当する事案を把握した場合には、速やかに争点整理表を作成し、納税者の主張等を整理し、統括官等の確認を受けた上で、審理担当部署における調査審理、庁局主務課への上申、重要事案審議会に付議する際の資料として活用する。

争点整理表の作成基準

形式基準

- 重加算税賦課決定
- 増額更正・決定（※）
- 青色申告承認の取消し（※）
- 更正の請求に理由がない旨の通知
- 偽りその他不正な行為による6・7年前の年分への遡及
- 調査着手後6ヶ月以上の長期仕掛事案
- 上記以外で重要事案審議会の署長付議対象（増差所得金額基準に限る）と見込まれる修正申告対象事案等

実質基準

- 調査非協力等により争点等に係る証拠収集が難航しているなど、課税要件事実の立証が容易でないと認められる事案や法令の解釈・適用が複雑・困難である事案など処分等の適法性の立証や判断が困難であるが、課税の均衡上、課税（賦課）処分すべきと認められる調査困難事案又は課税困難事案

※一部除く

5 調査の終了

調査結果の説明

更正・決定等をすべきと認める場合

- ・調査結果の内容説明(法74の11②)
(非違の内容、金額、理由)
- ・調査終了の旨
- ・修正(期限後)申告書の提出勧奨

・修正(期限後)申告に伴う法的効果の説明(文書交付)(法74の11③)

cf 調査結果の説明書

更正・決定等をすべきと認められない場合

- ・調査結果の内容説明
(非違なしの旨)
- ・調査終了の旨

「更正決定等をすべきと認められない旨の通知書」送付(法74の11①)

更正処分等を行う場合の理由附記(行手法14)

更正・決定等の不利益処分に係る通知書に理由書を添付しなければならない。

理由附記の趣旨

行政庁の判断の慎重を担保し、恣意を抑制。
処分の理由を相手方に知らせて不服の申し立てに便宜を与える。

理由附記の程度

いかなる事実関係に基づき、いかなる法令を適用して処分したのかを、納税義務者がその記載内容から了知し得る程度の記載が必要。
さらに、その処分の性質、根拠法規の趣旨・目的及びその処分にかかる法令上の要件などを総合勘案して理由附記を実施。

理由附記 記載例(重加算税の賦課決定)

貴社は、令和×年×月×日に損金の額に算入した株式会社Aに対する外注費20,000,000円につき、当事業年度中に完成したB工事に係るものであるとしていますが、外注工事の内容を調査した結果、実際には当事業年度末までに完成していないC工事に係る外注費であるにもかかわらず、株式会社Aに指示し、請求書等の工事名を書き換えさせることにより当事業年度の損金の額に算入していました。

更正・決定の除斥期間、更正の請求期間

- 税務署長は、申告内容が調査と異なる場合には「更正」、申告書の提出がなかった場合には「決定」を行う。
 ○ 申告書を提出した納税者は、計算誤り等により、①税額が過大であるとき、②純損失等の金額が過少であるとき、③還付金の額が過少であるときは、「更正の請求」ができる。

		内容	期間※特段の記述がない場合は「法定申告期限」から
更正・決定の除斥期間	原則	通常の更正・決定	5年（注2） （贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年（注4））
		・偽りその他不正の行為の場合の更正・決定 ・国外転出時特例の対象となる場合（注1）の更正・決定	7年
		法人税に係る純損失等の金額についての更正	10年（注2）
	特例	裁決・判決等に伴う更正・決定	裁決・判決等があった日から6月
		経済的成果の消失等に伴う更正	理由が生じた日から3年
		災害による期限延長等の場合の更正の請求に係る更正	更正の請求があった日から6月
		国外取引等の課税に係る更正・決定	外国税務当局に情報交換要請をしてから3年
更正の請求期間	原則	通常の更正の請求	5年 （贈与税及び移転価格税制に係る法人税等については6年（注4））
		法人税に係る純損失等の金額についての更正の請求	10年
	特例	後発的事由に基づく更正の請求（注5） ・課税標準等の計算の基礎となった事実に関する訴えについて、判決等により、その事実が異なることが確定したとき等	事由が生じた日の翌日から2月

（注1）国外転出時までには納税管理人の届出及び税務代理権限証書の提出がある場合など一定の場合には、除斥期間は5年間となる。

（注2）左記の更正の除斥期間終了間際になされた更正の請求に係る更正は更正の請求があった日から6月間行うことができる。

（注3）移転価格税制に係る法人税等に関して、令和2年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税及び令和3年分以後の所得税については、7年となる（令和元年度（平成31年度）改正）。

（注4）国税通則法その他、各税法の規定による特例あり。

権限の解釈(法74の8)

第七十四条の二から第七十四条の七まで（当該職員の質問検査権等）又は前条の規定（特定事業者等への報告の求め）による当該職員又は国税局長の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

身分証明書の携帯(法74の13)

国税庁等又は税関の当該職員は、第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求、閲覧の要求、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

守秘義務違反に対する罰則(法127)

国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を含む。）若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収若しくは同法の規定に基づいて行う相手国等の租税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

質問検査忌避等に対する罰則(法128)

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第三項（更正の請求）に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者
- 二 第七十四条の二、第七十四条の三（第二項を除く。）若しくは第七十四条の四から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査、採取、移動の禁止若しくは封かんの実施を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第七十四条の二から第七十四条の六まで又は第七十四条の七の二（特定事業者等への報告の求め）の規定による物件の提示若しくは提出又は報告の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出し、若しくは偽りの報告をした者

参考：電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています

① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。〔平成10年度税制改正で創設〕

② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。〔平成17年度税制改正で創設〕

③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。〔平成10年度税制改正で創設〕

